

仙台市告示第 2 5 1 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請がされたので、同法第 1 5 条の 2 の 6 第 2 項で準用する同法第 1 5 条第 4 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年 1 0 月 2 4 日

仙台市長 郡 和子

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 大青工業株式会社
代表取締役 青澤 裕章
住所 仙台市青葉区上杉一丁目 3 番 2 2 号
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
仙台市太白区坪沼字硯石 5 6 番地 外 2 7 筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
最終処分場（陸上埋立、安定型）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（以上、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日
令和元年 1 0 月 9 日
- 6 縦覧場所
仙台市青葉区二日町 6 番 1 2 号 MSビル二日町 2 階
仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課
- 7 縦覧期間
令和元年 1 0 月 2 9 日（火）から令和元年 1 1 月 2 8 日（木）まで
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は除く。
- 8 縦覧時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
- 9 生活環境の保全上の見地からの意見の提出
施設設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。なお、提出する意見書は日本語で記載すること。
- 1 0 意見書の提出期限
令和元年 1 2 月 1 2 日
- 1 1 意見書の提出先
郵便番号 9 8 0 - 0 8 0 2
仙台市青葉区二日町 6 番 1 2 号 MSビル二日町 2 階
仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課

1 2 意見書に記載すべき事項

- ①意見書提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登録された事務所又は事業所の所在地）
- ②縦覧対象施設の名称及び所在地
- ③生活環境の保全上の見地からの意見

（環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課）